

# 【 公 開 用 】

## 令和5年第1回伊達市議会臨時会付議事件

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(伊達市税条例及び伊達市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度伊達市一般会計補正予算(第16号))
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度伊達市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第4号 監査委員の選任について
- 議案第5号 固定資産評価員の選任について
- 議案第6号 工事請負契約の締結について  
(館山橋橋梁架替工事)
- 議案第7号 財産の取得について  
(除雪トラック)
- 議案第8号 伊達市税条例の一部を改正する条例
- 報告第1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及びこれに係る和解について)
- 報告第2号 専決処分の報告について  
(市営住宅の滞納家賃等の支払請求に係る訴えの提起について)
- 報告第3号 債権の放棄について

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

別紙

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

令和5年3月31日

伊達市長 菊谷秀吉

伊達市税条例及び伊達市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(伊達市税条例の一部改正)

**第1条** 伊達市税条例(昭和29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に改め、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

**第10条の6** 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共有土地（以下この項において「特定被災共有土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共有土地納税義務者（以下この項において「特定被災共有土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日

までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

(伊達市都市計画税条例の一部改正)

**第2条** 伊達市都市計画税条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。  
附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。  
附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。  
附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。  
附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。  
附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

**第2条** 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の伊達市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

**第3条** 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の伊達市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

**第4条** 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の伊達市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀井敬太

別紙

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

令和5年3月31日

伊達市長 菊谷秀吉

令和4年度伊達市一般会計補正予算（第16号）

令和4年度伊達市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,765千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,668,139千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		194,962	16,784	211,746
	1 地方揮発油譲与税	45,000	4,280	49,280
	2 自動車重量譲与税	135,000	12,504	147,504
6 法人事業税交付金		32,000	18,103	50,103
	1 法人事業税交付金	32,000	18,103	50,103
7 地方消費税交付金		730,000	126,740	856,740
	1 地方消費税交付金	730,000	126,740	856,740
11 地方交付税		6,819,365	243,908	7,063,273
	1 地方交付税	6,819,365	243,908	7,063,273
14 使用料及び手数料		500,459	△903	499,556
	2 手数料	161,375	△903	160,472
15 国庫支出金		4,193,779	71	4,193,850
	2 国庫補助金	1,997,982	71	1,998,053
19 繰入金		624,712	△238,938	385,774
	1 基金繰入金	624,712	△238,938	385,774
歳入合計		22,502,374	165,765	22,668,139

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,885,544	165,765	6,051,309
	1 総務管理費	3,285,857	165,765	3,451,622
	2 職員費	2,462,591	0	2,462,591
	4 戸籍住民基本台帳費	32,895	0	32,895
3 民生費		5,922,778	0	5,922,778
	1 社会福祉費	3,307,656	0	3,307,656
	2 児童福祉費	1,665,621	0	1,665,621
	4 老人福祉費	259,502	0	259,502
4 衛生費		940,074	0	940,074
	1 保健衛生費	709,804	0	709,804
6 農林水産業費		954,129	0	954,129
	1 農業費	806,217	0	806,217
7 商工費		750,984	0	750,984
	1 商工費	750,984	0	750,984
9 教育費		2,708,235	0	2,708,235
	5 保健体育費	585,192	0	585,192
11 諸支出金		1,561,632	0	1,561,632
	1 他会計繰出金	1,561,632	0	1,561,632
歳出合計		22,502,374	165,765	22,668,139







2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地方譲与税	194,962	16,784	211,746
1 地方揮発油譲与税	45,000	4,280	49,280
1 地方揮発油譲与税	45,000	4,280	49,280
2 自動車重量譲与税	135,000	12,504	147,504
1 自動車重量譲与税	135,000	12,504	147,504
6 法人事業税交付金	32,000	18,103	50,103
1 法人事業税交付金	32,000	18,103	50,103
1 法人事業税交付金	32,000	18,103	50,103
7 地方消費税交付金	730,000	126,740	856,740
1 地方消費税交付金	730,000	126,740	856,740
1 地方消費税交付金	730,000	126,740	856,740
11 地方交付税	6,819,365	243,908	7,063,273
1 地方交付税	6,819,365	243,908	7,063,273
1 地方交付税	6,819,365	243,908	7,063,273
14 使用料及び手数料	500,459	△ 903	499,556
2 手数料	161,375	△ 903	160,472
1 総務手数料	11,946	△ 903	11,043
15 国庫支出金	4,193,779	71	4,193,850

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	4,280	地方揮発油譲与税
1 自動車重量譲与税	12,504	自動車重量譲与税
1 法人事業税交付金	18,103	法人事業税交付金
1 地方消費税交付金	126,740	地方消費税交付金
1 地方交付税	243,908	特別交付税
1 総務手数料	△ 903	戸籍手数料 450円 △ 284 住民基本台帳手数料 200円 △ 272 印鑑登録証明手数料 300円 △ 319 税務証明手数料(税務課) △ 28

(款) 15 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫補助金	1,997,982	71	1,998,053
6 新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金	562,516	71	562,587
19 繰入金	624,712	△ 238,938	385,774
1 基金繰入金	624,712	△ 238,938	385,774
1 財政調整基金繰入金	238,938	△ 238,938	0

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	71	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 財政調整基 金繰入金	△ 238,938	財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国道支出金	地方債	その他	
2	総務費		5,885,544	165,765	6,051,309	17,341		△903	149,327
	1	総務管理費	3,285,857	165,765	3,451,622	9,538			156,227
		1	一般管理費	831,090	0	831,090	国庫支出金 3,754		△3,754
		3	財政管理費	540,213	165,765	705,978			165,765
		6	広報広聴費	13,784	0	13,784	国庫支出金 3,000		△3,000
		7	企画費	1,599,993	0	1,599,993	国庫支出金 2,094		△2,094
		8	IT推進費	66,590	0	66,590	国庫支出金 690		△690

節		説明
区分	金額	
24	積立金	165,765
		6 公共施設等整備基金積立金
		165,765

一般会計

(款) 2 総務費  
(項) 2 職員費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 職員費	2,462,591	0	2,462,591	903		△903	
2 職員給与費	2,437,961	0	2,437,961	国庫支出金 903		△903	

一般会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 2 総務費  
(項) 4 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 戸籍住民基本 台帳費	32,895	0	32,895	6,900			△6,900
1 戸籍住民基 本台帳費	32,895	0	32,895	国庫支出金 6,900			△6,900

節		説明
区分	金額	

一般会計

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	5,922,778	0	5,922,778	88,367			△88,367
1 社会福祉費	3,307,656	0	3,307,656	27,600			△27,600
1 社会福祉総務費	551,102	0	551,102	国庫支出金 27,600			△27,600

節		説明
区分	金額	

一般会計



(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
2 児童福祉費	1,665,621	0	1,665,621	16,000			△16,000
1 児童福祉総務費	637,771	0	637,771	国庫支出金 16,000			△16,000

節		説明
区分	金額	

一般会計

(款) 3 民生費  
(項) 4 老人福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
4 老人福祉費	259,502	0	259,502	44,767			△44,767
1 老人福祉総務費	61,945	0	61,945	国庫支出金 44,767			△44,767

節		説明
区分	金額	

一般会計

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
4 衛生費	940,074	0	940,074	70,271			△70,271
1 保健衛生費	709,804	0	709,804	70,271			△70,271
1 保健衛生総務費	287,682	0	287,682	国庫支出金 70,000			△70,000
2 予防費	258,037	0	258,037	国庫支出金 151			△151
3 健康管理費	70,690	0	70,690	国庫支出金 120			△120

一般会計

節		説明
区分	金額	

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	954,129	0	954,129	24,191			△24,191
1 農業費	806,217	0	806,217	24,191			△24,191
2 農業振興費	434,783	0	434,783	国庫支出金 22,200			△22,200
3 畜産業費	161,445	0	161,445	国庫支出金 1,991			△1,991

一般会計

節		説明
区分	金額	

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
7 商工費	750,984	0	750,984	305,469			△305,469
1 商工費	750,984	0	750,984	305,469			△305,469
1 商工業振興費	377,132	0	377,132	国庫支出金 305,469			△305,469

一般会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 9 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
9 教育費	2,708,235	0	2,708,235	41,448			△41,448
5 保健体育費	585,192	0	585,192	41,448			△41,448
3 学校給食費	410,351	0	410,351	国庫支出金 41,448			△41,448

一般会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 11 諸支出金  
(項) 1 他会計繰出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
11 諸支出金	1,561,632	0	1,561,632	11,800			△11,800
1 他会計繰出金	1,561,632	0	1,561,632	11,800			△11,800
5 簡易水道会計	48,168	0	48,168	国庫支出金 800			△800
6 公共下水道会計	370,827	0	370,827	国庫支出金 11,000			△11,000

一般会計

節		説明
区分	金額	

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀井 敬 太

別紙

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

令和5年4月24日

伊達市長 菊 谷 秀 吉

令和5年度伊達市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度伊達市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,779千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,276,368千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,094,197	218,779	3,312,976
	1 国庫負担金	2,147,296	137,565	2,284,861
	2 国庫補助金	939,023	81,214	1,020,237
歳入合計		22,057,589	218,779	22,276,368

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,799,620	2,411	6,802,031
	1 総務管理費	4,008,931	2,172	4,011,103
	2 職員費	2,676,980	239	2,677,219
3 民生費		5,038,939	40,481	5,079,420
	2 児童福祉費	1,392,828	40,481	1,433,309
4 衛生費		599,848	175,887	775,735
	1 保健衛生費	357,982	175,887	533,869
歳出合計		22,057,589	218,779	22,276,368





2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	3,094,197	218,779	3,312,976
1 国庫負担金	2,147,296	137,565	2,284,861
3 衛生費国庫負担金	0	137,565	137,565
2 国庫補助金	939,023	81,214	1,020,237
2 民生費国庫補助金	51,052	41,720	92,772
3 衛生費国庫補助金	7,577	39,494	47,071

一般会計

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 保健衛生費 負担金	137,565		新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
1 社会福祉総 務費補助金	41,720		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
1 保健衛生費 補助金	39,494		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,799,620	2,411	6,802,031	2,411			
1 総務管理費	4,008,931	2,172	4,011,103	2,172			
7 企画費	2,579,548	2,172	2,581,720	国庫支出金 2,172			

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助 及び交付金	2,172	17 西いぶり広域連合負担金 2,172

一般会計

(款) 2 総務費  
(項) 2 職員費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 職員費	2,676,980	239	2,677,219	239			
2 職員給与費	2,650,436	239	2,650,675	国庫支出金 239			

一般会計

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	239	1 職員給与等	239

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	5,038,939	40,481	5,079,420	40,481			
2 児童福祉費	1,392,828	40,481	1,433,309	40,481			
1 児童福祉総務費	528,075	40,481	568,556	国庫支出金 40,481			

一般会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	100	12 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 40,481
11 役務費	381	
19 扶助費	40,000	

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
4 衛生費	599,848	175,887	775,735	175,887			
1 保健衛生費	357,982	175,887	533,869	175,887			
2 予防費	86,512	175,887	262,399	国庫支出金 175,887			

一般会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	4,217	5 新型コロナウイルスワクチン接種事業 175,887
3 職員手当等	3,418	
4 共済費	778	
8 旅費	38	
10 需用費	937	
11 役務費	6,285	
12 委託料	158,007	
13 使用料及び 賃借料	2,207	



# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率	寒冷地 手当	地 域 手当	その他の 手当等					
補 正 後	長 等	3		27,288	11,506 4.40月分	351		8,804	47,949	7,679	55,628	通勤手当 72 退職手当 8,732
	議 員	18	68,271		28,741 4.40月分				97,012	22,007	119,019	
	その他の 特別職	776	47,672						47,672		47,672	
後 計	797	115,943	27,288	40,247	351		8,804	192,633	29,686	222,319		
補 正 前	長 等	3		27,288	11,506 4.40月分	351		8,804	47,949	7,679	55,628	通勤手当 72 退職手当 8,732
	議 員	18	68,271		28,741 4.40月分				97,012	22,007	119,019	
	その他の 特別職	773	47,469						47,469		47,469	
前 計	794	115,740	27,288	40,247	351		8,804	192,430	29,686	222,116		
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	3	203						203		203	
較 計	3	203						203		203		

## 2 一般職

### (1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( - )	(412,292)		(40,026)	(452,318)	(67,841)	(520,159)	
	265		985,954	787,052	1,773,006	346,082	2,119,088	
補 正 前	( - )	(408,278)		(39,754)	(448,032)	(67,063)	(515,095)	
	265		985,954	783,629	1,769,583	346,082	2,115,665	
比 較	( - )	(4,014)		(272)	(4,286)	(778)	(5,064)	
				3,423	3,423		3,423	

※ ( ) 内は、常勤職員と比較して勤務時間の短い職員について外書きしている。

## ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等			
補 正 後	( - )	(412,292)		(40,026)	(452,318)	(67,841)	(520,159)
補 正 前	( - )	(408,278)		(39,754)	(448,032)	(67,063)	(515,095)
比 較	( - )	(4,014)		(272)	(4,286)	(778)	(5,064)

※当該職員は、常勤職員と比較して勤務時間の短い職員のみである。

## イ 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等			
補 正 後	( - )						
	265		985,954	787,052	1,773,006	346,082	2,119,088
補 正 前	( - )						
	265		985,954	783,629	1,769,583	346,082	2,115,665
比 較	( - )						
				3,423	3,423		3,423

(単位：千円)

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	期末・勤勉 手当	寒冷地手当	時間外勤務 手当	住居手当	管理職手当
		補 正 後	28,422	4,589	385,439	20,929	82,128	34,473
補 正 前	28,422	4,589	385,439	20,929	78,705	34,473	24,144	
比 較					3,423			
等 の 内 訳	区 分	児童手当	特 殊 勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	15,535	1,194	230		95		189,874
	補 正 前	15,535	1,194	230		95		189,874
	比 較							

### (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職員手当等	3,423	その他の増減分	3,423	時間外勤務手当	低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金給付事業 及び新型コロナウイルス ワクチン接種事業に伴う 増

※会計年度任用職員以外の職員にかかる増減を記載している。

議案第4号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 堀 博 志  
住 所 \*\*\*\*  
生年月日 \*\*\*\*

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

議案第5号

固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名 小笠原 正 光  
住所 \*\*\*\*  
生年月日 \*\*\*\*

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

議案第6号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 館山橋橋梁架替工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 349,250,000円
- 4 契約の相手方 永井・旭技建特別共同企業体

代表者

伊達市山下町178番地

株式会社永井組

代表取締役 永 井 武 憲

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

議案第7号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 除雪トラック
- 2 数 量 1台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得価格 46,229,095円
- 5 取得先 登別市大和町1丁目12番地  
UDトラックス北海道株式会社室蘭支店  
支店長 藤 盛 和 仁

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

議案第8号

伊達市税条例の一部を改正する条例

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

伊達市税条例の一部を改正する条例

伊達市税条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合

においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の伊達市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

**第2条** 前条第1号に掲げる規定による改正後の伊達市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき伊達市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

**第3条** 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太



別紙

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

令和5年4月5日

伊達市長 菊谷 秀吉

損害賠償の額の決定及びこれに係る和解について  
市は、損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 損害賠償の相手方

\*\*\*\*\*

\* \* \*\*

2 損害賠償の額

金7,441円

3 和解の概要

令和4年10月23日午前8時頃、市道梅本線において、相手方が自己の所有する車で走行中、道路左側にできた穴に左側前後輪タイヤを落とし、タイヤが損傷したことに対する損害賠償額を7,441円とし、相手方が市より前記金額を受領した後は、双方何ら異議申立てを行わないものとする。和解する。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

別紙

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

令和5年4月21日

伊達市長 菊谷 秀吉

市営住宅の滞納家賃等の支払請求に係る訴えの提起について  
市は、下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴えの内容

市営住宅の滞納家賃等164,100円及び申立費用2,983円の支払を請求するため、訴えを提起するものである。

2 訴えの相手方

\*\*\*\*\*

\* \* \* \*

3 訴訟追行の方針

- (1) 裁判の結果必要がある場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。

報告第3号

債権の放棄について

伊達市の債権の管理に関する条例第16条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月19日提出

伊達市長 堀 井 敬 太

記

1 放棄した債権

放棄した債権の名称	債権の件数	債権の金額	放棄した年月日
生活保護費返還金	2件	26,445円	令和5年3月31日
水道料金	10件	28,215円	令和5年3月31日
合 計	12件	54,660円	

2 放棄した債権の発生年度、件数、金額、放棄の事由及び適用条項

(1) 生活保護費返還金

債権の発生年度	件数	金額	債権放棄の事由	適用条項
令和3年度	1件	8,700円	本人死亡及び相続放棄	条例第16条第1項第1号
令和4年度	1件	17,745円	本人死亡及び相続放棄	条例第16条第1項第1号
合 計	2件	26,445円		

(2) 水道料金

債権の発生年度	件数	金額	債権放棄の事由	適用条項
平成29年度	3件	9,741円	破産手続廃止	条例第16条第1項第1号
令和2年度	3件	3,135円	本人死亡及び相続放棄	条例第16条第1項第1号
令和3年度	2件	1,567円	本人死亡及び相続放棄	条例第16条第1項第1号
令和4年度	2件	13,772円	破産手続廃止	条例第16条第1項第1号
合 計	10件	28,215円		